

第1回 あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会 議事概要

1 日時

平成31年2月22日（金） 午後3時から午後4時30分まで

2 場所

アイリスルーム（愛知県三の丸庁舎2階）

3 出席者

構成団体 19 団体

（構成団体）

名古屋入国管理局、愛知労働局、東海北陸厚生局、東海農政局、中部経済産業局、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、愛知県経営者協会、愛知県中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会愛知県連合会、名古屋市、愛知県市長会、愛知県町村会、公益財団法人愛知県国際交流協会、東海日本語ネットワーク、愛知県（順不同）

4 議事

- （1） あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会について
- （2） 改正出入国管理及び難民認定法並びに外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について
- （3） 愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について
- （4） 構成団体からの情報提供等
- （5） その他

5 主な発言内容

（愛知県）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会を開催させていただきたいと思います。

はじめに、愛知県の大村知事からご挨拶を申し上げます。

（愛知県 大村知事）

はい、皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。

第1回あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会を開催させていただき

ましたところ、こうして多くの皆さん、関係の皆さんにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。一言、私からもご挨拶を申し上げたいと思います。

私ども、愛知県には、現在、東京都に次いで全国2番目に多い、25万人を超える在留外国人の方々が生活をし、そして、約15万人の外国人労働者の方々が働いていらっしゃいます。愛知の経済、産業、そしてまた地域を支えていただいている担い手と言って過言ではないと思います。

そして、入管法が改正をされ、日系のブラジル人の方が来られたのが1990年ですから、29年ということになる訳でございます、そういう歴史等もござります。

そういう中で、今年4月施行の改正出入国管理法による新たな在留資格「特定技能」の創設に伴いまして、今後5年間で、全国で最大約34万5千人の外国人を受け入れるという方向が出されています。そういう中で、日本一の産業県であります我が愛知県では、さらに多くの外国人材が居住し、就労すると見込まれています。

愛知県は、在留外国人数が全国2番目に多いこと、また、日本語指導が必要な外国人児童生徒も、これも全国で1番多いことなどを踏まえまして、これまでも、県や市町村、さらにはNPOを始めとする支援団体さんなどで一丸となって、外国人の方々が安心して働き、暮らせる環境の整備、そして外国人の子どもの教育の充実など、全国に先駆けて様々な事業に取り組んでまいりました。

例えば、本県では小中学校への日本語教育適応担当教員、日本語だけを教える学校の先生の配置を、平成31年度、新年度は602人。私が知事になる前の8年前は290人でしたから、倍ということで、その方々が今、学校現場で、特に小学校1・2年、3年生の低学年の時に補習をやって日本語をしっかり身に付けてもらおうと。皆、喋れるので、読み書きをしっかり身に付けてもらって、成長してもらおうとということをやっています。そういうことで、今、小学校に入学した外国人の子どもたちは全員、中学校に行く。さらに、私は中学を出たら働く人が多いのかなと思いましたが、大体、8割くらい進学するんですね。高校、もちろん全日制だけではなくて定時制、それから通信教育も、専修学校もありますけれども。豊田市とか豊橋市では9割進学するというので、大変ありがたいことだと、頑張っていたということ、心から感謝したいと思います。

私も地元が西三河でありまして、家のすぐそばに大きな県営団地があって、そこはやっぱり日系の方が、ブラジルの方が非常に多くて、だから20年前に、私の子どもが小学生とか保育園に行っていた時は、3分の1がブラジ

ル人でした。小学校は2割がブラジル人とか。ところが、中学に行くとはほとんどいない、行かない、進学しない、という時代でした。当時、私は国会議員でしたので、文部省に、日本語教育をもっとやれないのかと言ったら、いや、それは国の仕事じゃありません、それは県としての仕事ですと、公然と言われました。ですから、私は知事になった以上は、これはしっかりやらせてもらうという思いで、取り組ませていただいています。

そういう意味で、こうした学校への配置、それから日本語教室の運営補助、そして日本語学習支援基金の事業。要は、愛知県内では85のNPOの皆さんに子どもと大人のために日本語教室をやってもらっていて、そこに全部で年間3千万円、補助を出しています。そういったこととか、多文化の子育てサロンだとか、子どもたちの日本語スピーチコンテストとか、要は、多文化共生の色々な事業を、取っ替え引っ替えやらせていただいています。

そういう中で、今後さらに多くの外国人の方が、労働者として、また生活者として、この愛知に定着していくということを踏まえますと、労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実というのが、これまで以上に必要となってくると考えます。

そこで、外国人の方々が安心して働き、暮らせる環境を創っていくため、国の行政機関の皆様、入国管理局の皆様、一緒に事務局をやっていただきますが、合わせて7機関の皆様。それからまた、経済界の皆様。そしてまた、労働組合、連合の皆様。そしてまた、名古屋市さん始め、市長会、そして町村会の皆様。国際交流協会、そして東海日本語ネットワークといった関係の皆様が一堂に会するこの会を、発足させていただくことにいたしました。

この下に、先ほど申し上げた労働環境の整備、生活環境の整備、そして日本語学習、そういったそれぞれのワーキンググループ(WG)を設置いたしまして、この3本柱について、しっかりと協議・検討をしていきたいと思っています。ですから、お互い課題をしっかりと情報共有して、議論を深めて、やれることからさらにさらに進めていって、この愛知から、多文化共生の地域づくりのモデルを、ぜひ、全国に発信していければと思っています。

どうか、今日お越しをいただきました皆様には、ぜひ、こうした思いを共有していただいて、それぞれのお立場から、積極的な情報提供をいただき、また、ご意見をいただいて、そして、1つずつ前に向けて進めていけるように、何卒、よろしくお願いを申し上げたいと思っています。この会が今後、実りの多い会議になり、そしてまた、この愛知が、外国人材の方も含めて、しっかりと共生できる素晴らしい地域になりますように何卒、よろしくお願いを申し上げて、主催者としてのご挨拶とさせていただきます。どうか、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

(愛知県)

どうもありがとうございました。

続きまして、名古屋入国管理局の藤原局長様からもご挨拶をいただきたいと存じます。

(名古屋入国管理局 藤原局長)

はい、ただいまご紹介にあずかりました、名古屋入国管理局長の藤原でございます。本日ここに、関係省庁・関係機関・関係団体の皆様にご出席いただき、あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会第1回会合を開催するに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

はじめに、本推進協議会設置に当たり強いイニシアティブを発揮されました愛知県大村知事並びに愛知県庁に敬意を表します。

近年、我が国に在留する外国人は増加の一途を辿っています。平成30年6月末時点で264万人、我が国で就労する外国人も平成29年10月末時点で128万人、それぞれ過去最多を記録しています。さらに、深刻な人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを拡大する新たな在留資格を創設するため、昨年12月8日、「出入国管理及び難民認定法」及び「法務省設置法」を改正する法律が臨時国会において成立し、14日に公布されました。そして、12月25日には「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」におきまして、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が決定されました。この中では、国は地方自治体とよく連携をしていくということが強く訴えられています。

この法務省設置法改正によりまして、4月1日からは、この新たな在留資格の運用が始まるとともに、法務省入国管理局は出入国在留管理庁として法務省の外局となる組織改編を行います。法務省の新たな任務として、外国人との共生社会の実現のための総合調整機能を果たすこととなりました。併せまして、当名古屋入国管理局は名古屋出入国在留管理局と名前が変わります。

愛知県におきましては、今週18日ですけれども、愛知県庁のご協力を得まして、この同じ部屋におきまして、「新たな外国人材の受入れに係る制度説明会」としまして、新しい在留資格「特定技能1号・2号」についての説明を法務省入国管理局の専門家が参り、説明を行いまして、午前・午後の2回実施しましたけれども、大変な盛況で、入る人を制限するほどであったと聞いています。

愛知県は、愛知県の大村知事の話にもございましたけれども、平成30年6月末現在の外国人在留者数25万2千人。これはまさに、知事もおっしゃったように、東京都に次いで第2位ということですし、多文化共生に先進的取

組をしていただいています。あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会は入管法改正後、直ちにとられた、全国に先駆けた取組でありまして、知事のリーダーシップには改めて敬意を表します。

法務省の入管局といたしましては、全国の47都道府県とも連携を進め、外国人材の受入れ・共生のための対策を国全体として進めていこうと思っていますけれども、それにあたりましては、愛知県で行われました様々な取組というものが各県においても参考になるところが多いと思いますので、我々といたしましても、本日の協議会などを通じまして、経験を共有しそれを全国にも伝えていくということをしていきたいと思っています。

本日お集まりの構成員である政府関係機関、各団体や、NPOの連携、ネットワークなどが外国人材受入れ・共生の実現の鍵となると考えますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして私の挨拶とさせていただきます。

(愛知県)

はい、どうもありがとうございました。

ここで、大村知事と藤原入国管理局長は、次の公務のため退席させていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、本日の出席者でございますが、事務局の愛知県、私どもを含めまして19団体から出席をいただいています。出席者の紹介につきましては、お手元に配付させていただいています名簿をもちまして紹介に代えさせていただきます。

議事の(1)「あいち外国人材適正受入れ・共生推進協議会について」でございます。

事務局から説明の方をお願いいたします。

(事務局〔愛知県〕)

資料1について説明。

(愛知県)

ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは続きまして、議事の(2)の方に移らせていただきたいと思います。「改正出入国管理及び難民認定法並びに外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について」でございます。

事務局から説明の方をお願いいたします。

(事務局〔名古屋入国管理局〕)

資料2-1及び2-2について説明。

(愛知県)

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。それでは続きまして、議事の(3)「愛知県の多文化共生推進に係る主な取組について」でございます。

事務局からご説明申し上げます。

(事務局〔愛知県〕)

資料3について説明。

(愛知県)

ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、何かご質問などありましたら、承りたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、議事(4)の「構成団体からの情報提供等」に入らせていただきたいと思っております。

恐縮でございますが、名簿の順に、本協議会の主な協議内容であります、外国人材等の労働環境の整備、生活環境の整備、日本語学習・日本語教育の充実の観点から、各団体の皆様の取組、協議会に期待することなどについて、ご発言をいただきたいと思います。

それでは、愛知労働局様からお願いしたいと思っております。恐縮でございますが、お1人あたり3分程度ということをお願い申し上げます。

(愛知労働局)

私からは、資料4、厚生労働省愛知労働局「平成30年10月末日現在における愛知県の「外国人雇用状況」の届出状況について」の統計資料について先に触れさせていただければと思います。この外国人の労働者の雇用状況について、平成30年10月末日現在では、愛知県では約15万2千人の外国人の方が働いているという結果になりました。その前の29年10月末日現在では約12万9千人でしたので、1年で17.4%も増加しています。5年前と比べますと、倍近くの数になりましたので、非常に増えていると思っております。全国における外国人労働者数は約146万人ですので、愛知県だけで約10.4%を占めているという状況になっています。

簡単に愛知県の特徴だけ説明させていただきますが、国籍別に見ていただきますと、ブラジル、続いて中国、以前はフィリピンという順番に多かつ

たのですが、今では、ベトナムがフィリピンを抜いて3位となっています。全ての国籍で増加していますが、特にベトナムが1年で40%以上も増加するというような状況になっています。在留資格別に見ますと、技能実習生、留学生の資格外活動を始めとして、全ての在留資格において大幅に増加していますけれども、特に技能実習生が約3万3千人という数字は全国で当然1位になっていて、2位の大阪が1万6千人程度ですので、愛知県は2位の倍以上という状況になっています。

4月から始まる新たな在留資格、特定技能では、技能実習生として頑張っていた方がまた特定技能で頑張ってくれると思いますので、また戻ってきていただけることを考えると、元々、技能実習生が非常に多い愛知県には、特定技能で頑張っていた方もどんどん増えると、比例していくのではないかと予想しています。従来 of 在留資格の方だけでも、それぞれ大幅に増加し続けてはいますが、また新たな在留資格が増加することによって、外国人労働者数の増加率は更に上昇するのはもう目に見えていると思います。このような状況の中、外国人労働者が安心して就労、そして生活ができるように取組を強化する必要は当然生じていますが、関係機関において数多くの施策を皆さんが講じていただいていると思いますけれども、愛知労働局としても、各行政分野の取組等の情報交換、意見交換、そして密接な連携、ネットワークを構築することにより、受入れ機関に適正な雇用環境の確保に努めていただけるよう支援していきたいと考えていますので、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

(愛知県)

ありがとうございました。続きまして、東海北陸厚生局様お願いいたします。

(東海北陸厚生局)

本日は、私の方からは2点触れさせていただきます。

まず、様々な業種に対する説明会等、施行までの日がないという状況でございます。先ほど、冒頭にご挨拶されました、藤原入国管理局長の方からも触れていただいたように、愛知県におかれましては、今週、説明会がございました。その他、全国47都道府県に対しては、今月から来月にかけて順次、説明会を進めさせていただいています。また、その他の介護に対する受入れ等に対しましては、来月中旬頃に改めて、そういった説明会についても現在、準備を進めているところでございますので、関係の方々に対して、できるだけ制度の円滑な周知に努めてまいりたいと考えています。

もう1点でございます。資料1の労働環境の整備の中にも触れていただいていますように、外国人材の方々の社会保険の確保の関係、社会保険の加入促進といった文言もございました。当然、外国の方々も日本国内においては、差別されることなく平等に健康保険、年金等の保障が受けられるべきものでございます。私どもとしましては、こういった方々がこういった保障に漏れることないように、例えば日本年金機構など、あるいは法務省や様々な省庁からの情報提供をもとに、こういった方々が保障から漏れることがないように、適切に働きやすい、暮らしやすいそういった労働環境の整備に努めていきたいと思っておりますので、今後とも、関係機関の皆様のご協力をお願いしたいと思います。

(愛知県)

ありがとうございました。続きまして、東海農政局様お願いいたします。

(東海農政局)

先ほど法務省様からご説明のありましたように、分野別の運用方針及び運用要領が閣議決定されたことを受けまして、農林水産省では分野別に、全国でブロック説明会をこれまで開催しています。

農業分野でいきますと1月15日から2月1日にかけて、全国でブロック説明会を開催しています。東海ブロックにおきましては、1月31日に愛知県下で開催したところでございます。

農業分野の他に、飲食料品製造業分野及び外食業分野におきましても、同じように全国ブロック説明会を開催しています。2月14日から3月18日までの計画で開催する予定をしまして、東海ブロックにおきましては2月20日に愛知県下で開催をしたところでございます。

いずれの会議もかなり盛況で、100名を超える参加をいただいて、盛大に説明会を開催したところでございます。本制度は4月スタートということで、今後とも本制度が適正に運用されますように努めてまいりたいと考えているところでございます。

(愛知県)

ありがとうございました。続いて、中部経済産業局様お願いいたします。

(中部経済産業局)

中部経済産業局からは、お手元の資料5に基づいて、お話をさせていただければと思います。

資料5にございますとおり、中部経済産業局ではブロック単位の説明会として、「製造業における外国人材受入れに向けた制度説明会」を開催いたしますので、この点、情報共有をさせていただきます。

主旨としましては、昨年12月25日に外国人材の受入れに向けて政府基本方針、各業種別で分野別運用方針が閣議決定されたことに伴いまして、経済産業省所管で3業種、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、この3つについて分野別運用方針が決定されたところでございます。これに伴いまして、この新たな制度の概要について、最大限の情報提供をさせていただくという観点で、名古屋市内において説明会を開催することとしております。開催日時に記載のとおり、3月4日でございます。3回に分けての開催を予定してまいりまして、各回150名の定員で募集をさせていただいていたところですが、一昨日、定員を超えるお申込みをいただきましたので、申込み受付を終了させていただいたところでございます。この450名お申込みいただきましたけれども、出席者の内訳としましては、約半数が製造業を営まれていらっしゃる企業の皆様、4分の1が事業協同組合。これは技能実習事業の監理団体をされていらっしゃるところではないかと、推測してまいりましても、こういった方々が4分の1。残り4分の1がコンサルタントですとか、士業、行政、金融機関からのお申込みという状況でございました。このように各方面から、この新しい制度については、注目されているところでございまして、この3月4日の場合は、こうした方々が集まれる場でもございますので、関連機関の皆様におかれましては、支援策などこの説明会の参加者に有用な情報がございましたら、当日、資料を配付いただくことについては、こちらもお協力させていただければと思います。そのようなご要望がございました際には、資料5のお問合せ先、製造産業課の電話番号を書いてございますが、こちらへご連絡いただければご協力させていただきたいと思っております。

(愛知県)

ありがとうございました。続いて、中部地方整備局様お願いいたします。

(中部地方整備局)

中部地方整備局では建設産業の分野を担当してまいりまして、もちろん皆様のご存じのとおり、担い手不足というのは全産業共通の課題であると認識してまいりまして、とりわけ建設業につきましても、担い手不足は深刻な問題であります。それを踏まえまして、ただいま国土交通省におきまして、分野の特殊性の観点から、受入れ団体の受入れ方針につきましても、検討を急いで進めて

いる状況です。今年の3月末頃に、まずは建設業界団体向けの説明会を東京で3月25日に開催する予定となっています。それを踏まえまして、年度をまたぎますけれども、年度明け早々にこの中部管内でも4月、5月の早いうちに、自治体向け及び業界向けの説明会を開催させていただく予定となっています。

本日、このような協議会は情報共有するうえで、有意義な機会だと考えていますので、引き続き、一緒に取り組んでいきたいと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

(愛知県)

ありがとうございました。次に、中部運輸局様お願いいたします。

(中部運輸局)

私どもが所管しています運輸事業におきましては、トラックドライバーを始めとしまして人材不足がかなり顕著に出てきています。このような中、私ども、中部運輸局では、平成29年11月に中部運輸局人材確保育成対策推進本部を立ち上げまして、運輸関係の人材不足の解消に向けて取り組んでいるところでございます。

そして、平成30年3月には運輸関係事業の人材確保育成応援サイトを開設しまして、各運輸事業者等の取組などを紹介し、各事業者さんに参考にしてもらう取組も行っています。また、このサイトの中では、この1月に、この新たな外国人材受入れにつきましても、法務省さんにリンクを貼らせていただきまして、色々と情報提供しています。また今後も、有用な情報がありましたら、提供させていただきたいと思っています。

そして、今回の新たな外国人材受入れにつきましても、運輸局としましては、造船・船用工業、自動車整備、宿泊が該当しています。先日、法務省の入国管理局さんが開催されました説明会におきましても、この3事業について、分野別、個別説明を実施しています。今後も、事業ごとに法務省さんの説明会やその他、私どもが開催します説明会などにおきまして、各事業者さん等への説明を実施してまいります。

この外国人材につきましても、運輸局といたしましても、このような取組を実施するのは今回が初めてのことでありますので、これからも関係機関の皆様と情報共有をさせていただきまして、各業界の人材確保に取り組んでまいりたいと思っています。特に、この協議会におきましても関係機関の方々がご集まりいただいておりますので、今後とも、何卒、よろしく願いいたします。

(愛知県)

ありがとうございました。続いて、愛知県商工会議所連合会様お願いいたします。

(愛知県商工会議所連合会)

まず全国に先駆けて、こういう協議会を立ち上げていただきました愛知県様、それから事務局をお務めいただいています名古屋入国管理局様には大変ありがたいことだと思いますので、心から感謝を申し上げたいと思います。

商工会議所としては、外国人材の受入れということにつきましては、昨年来、日本商工会議所を通じて、その拡大、新たな資格を創設いただきたいということをずっとお願いをしてきたわけですが、そういったものが実現をするということで大変これはありがたいことだと思っています。期待が大きいわけですが、一方で、いよいよ4月がもう迫ってきているという状況の中で、中々、各企業、とりわけ中小企業さんですとか小規模事業者さん、情報が無い、どうやって活用したら良いのだろうという声があるのは事実だろうなと思っています。

県の連合会といたしましては、県内に22の商工会議所がございますので、その会議所さんのところとしっかり連携をしながら、ホームページ、メール、会報誌等を通じて、しっかりと情報もお流ししたいと思っておりますし、私も会議所の会員企業さんへの情報提供も、しっかりやっていきたいと思っております。

経済団体には生の声をあげてほしいというご期待もいただいたんですが、現時点で細かいところは把握しているわけではございませんので、やれるところからということではあるんですが、これからWGの中で、参画をさせていただく中で、色んな生の声、届いた声をお伝えしながら対応していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(愛知県)

ありがとうございました。続いて、愛知県商工会連合会様お願いいたします。

(愛知県商工会連合会)

新たな外国人材受入れ制度におけます、特定技能1号につきましては、技能実習制度の技能実習2号からの移行ができるということで、実習生を雇っている企業におかれましては、かなり期待されているところでございます。そうした中、県内57商工会でございますけれども、外国人材の受入れ

につきまして、登録支援機関になるところも若干ございます。そうしたことを鑑みまして、今後はWGの方でそういった受入れ企業、あるいは登録支援機関になりましたところについて、状況を見ていきたいと考えているところでございます。

(愛知県)

ありがとうございました。続きまして、一般社団法人中部経済連合会様お願いいたします。

(一般社団法人中部経済連合会)

私からは広域の経済団体という立場で一言お話しさせていただきます。

会員企業の皆様とお話ししていると、人手不足が深刻だという声が色々ところで聞こえてきます。今回の新たな在留資格の創設は、労働力確保の観点で産業界からも非常に期待が大きいところでございます。

すでに当地域では多くの外国人の方が働き、住んでいますが、新たな資格の創設で、さらにその数が増加すると考えられます。そのため、受入れ環境の整備がより一層重要になると考えられます。

また、労働環境のみならず、生活面を含め、例えばお子様の教育や、コミュニティでの受入れなどの環境を整備していく必要があると考えています。

このことは、単に外国人の方を受け入れるということだけではなく、当地域、特に愛知県が、グローバル化、ボーダレス化を進めていく中で、地域の魅力の向上に繋がるのではないかと考えていまして、それがひいては世界から人や投資、情報と呼び込むことに繋がっていくのではないかと考えています。

経済界の生の声を期待しているというお話しがございましたが、中経連では、中部圏で働いたり暮らしたりしている外国人の方々が、当地域に対して感じている意見を集めて、2月に「海外から見た中部圏の魅力向上」という報告書を公表しました。本日、詳しくはご紹介しませんが、多言語対応と平易な日本語による官民のサービスの提供や、多様性のある生活環境や、先ほど申しましたお子さんの教育環境の整備を始め、色々な意見をいただいいていまして、いわゆる生の声をご覧いただけます。中経連のホームページに掲載していますので、一度ご覧いただくとありがたいです。この協議会やWGの中で、折にふれてご紹介しながら活用していければと思っています。

(愛知県)

ありがとうございました。続いて、愛知県経営者協会様お願いいたします。

(愛知県経営者協会)

愛知県経営者協会では、昨年 2018 年 11 月に外国人材の雇用に関する基本的な考え方を 3 点まとめています。

1 点目は、外国人雇用、少子高齢化、労働者人口の減少に対応するものとして、必ず必要な施策であると認識しているという点。ただこちらは、あくまで女性、高齢者、障がい者等の多様な人材の活躍促進や I o T のデジタル技術等の活用による労働生産性の向上等の総合的な施策の一環として実施を考えていこうということを示しています。

また、2 点目。会員企業については、従業員の労働法令を遵守することが大前提でございますので、コンプライアンスの徹底を呼び掛けるというところが 2 点目。

3 点目は外国人材、労働者だけではなくて、家族を含めて生活者として社会との共生等の取組を、行政と連動して推進をするということを 3 点目に掲げて、基本的な考え方を示しています。

直近の取組といたしましては、本日ご出席の連合愛知様と一緒に、労使共同研究も行っています。こちら外国人材に限ったという形ではないですが、多様な人材の活躍に関する啓発パンフレット等を作成し発行しています。今年度もまもなく発行する予定でございます。こちらの対象はあくまで現場の従業員の方向けのものでございまして、他にも経営者協会から発行しているガイドブック等、こちらは人事担当者、経営層向けのガイドブックとして、発行しています。会社にいる方の階層に分けて、必要な情報を提供する取組を行っています。

本協議会につきましては、そうした取組をより進めていくために、各団体様の情報を積極的に公開していただきながら、またこちらからもご提供できるものがあれば、提供していきながら対応させていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

(愛知県)

ありがとうございました。続いて、愛知県中小企業団体中央会様お願いいたします。

(愛知県中小企業団体中央会)

私ども、中小企業団体中央会は、協同組合、商工組合等の団体組織を通じ

て県下中小企業の方々の経営のお手伝いをさせていただいている団体でございます。会員数は1,090の協同組合、商工組合を会員様として活動しています。そのうち、約190の協同組合様が監理団体として技能実習制度にお取り組みというところでございます。

ここ数年、協同組合の設立案件が増えていまして、年間約20を超える団体が設立を新規でなされているのですが、そのほとんどが外国人の技能実習制度を利用したいという企業の集まりでございます。経営資源に乏しい県下中小企業の方々にとって、外国人技能実習制度は非常に貴重な制度で、皆さん活用されています。こちらは、製造業のみならず建設業始め様々な業種の方々がお求めになられている状況でございます。

外国人技能実習制度に加えまして、特定技能、新しい外国人材も非常に皆様期待をされているところでございます。また、こちらの協議会の会議を通じまして、外国人材の方々と県下中小企業がまさに共生が進むような会議になるように、関係団体の皆様方と意見交換しながら会議に参加をさせていただきたいと思っております。

(愛知県)

ありがとうございました。次に、日本労働組合総連合会愛知県連合会様お願いいたします。

(日本労働組合総連合会愛知県連合会)

私ども、愛知県下労働組合55万人で構成いたします、連合愛知と申します。本部、連合の組織の中でも東京に次ぐ2番目の構成人員という規模を持つ労働組合の組織でございます。

この度、外国人労働者の受入れに関する不安が、労働者また県民にもかなり広がっている中で、このような協議会を立ち上げていただきまして、愛知県の皆様には大変お礼を申し上げたいと思っております。

現在も、技能実習生の方、また、働いていらっしゃる外国人労働者の方がたくさんいらっしゃる中で、とりわけ技能実習生の方におかれましては、まだまだ安心して就労できている状況にないというような声も、たくさん私どもの方に届いていますので、引き続き、やはり外国人労働者の人権をいかに守っていくのか、また、適正な労働環境をいかに確保するのか、ということについては、私どももしっかり声を拾って、中々届かない小さな声を、しっかり拾い上げられるような仕組みをどのように作っていくのか、ということ、WGの中でしっかり連携させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(愛知県)

ありがとうございました。次に名古屋市様お願いいたします。

(名古屋市)

名古屋市です。「名古屋市多文化共生推進プラン」と書かれているチラシをお配りしています。名古屋市に住む外国人の状況ですけれども、まず、外国人住民数の急増ということがございます。昨年末で、外国人住民数が約8万3千人、人口の約3.6%でございます。ここ数年、年間で約5千人の増加が続いています。本当に急増といった状況でございます。

また、住んでいらっしゃる外国人住民の方々の滞在の長期化ということがございます。在留資格で永住者や定住者等の長期にわたり在留すると見込まれる方が約6割でございます。実際にアンケート調査を見ても、滞在期間が長期化しているところでございます。

また、国籍の多様化も進んでいます。名古屋は、ベトナムの方、ネパールの方が急増ということで、アジアの方が多くて、約150の国・地域のバラエティに富んだ形で様々な方がいらっしゃるのが現状でございます。

そういったことを踏まえまして、名古屋市では平成29年3月に、「第2次名古屋市多文化共生推進プラン」を策定したところです。そのプランの中で3つの柱を立てています。第1は、「生活基盤づくり」です。豊かに生活を送るように生活基盤を整える、外国人市民の方の生活環境を整えることが必要です。第2は、「誰もが参画する地域づくり」です。外国人市民の方と日本人市民の方が地域で顔が見える関係を作り、外国人市民が地域の一員として主体的に地域の活動に関わる必要があります。さらに3本柱の3点目は、「多様性を活かす社会づくり」です。全ての市民の方が多様性を活かして活躍できる社会づくりが必要ということです。

私ども、多文化共生を推進しているところですけど、地域の声として、「外国人市民の方が生活ルールを守らない」という声が多く上がってくるようになってきているというのを肌身で感じているところです。具体的には、ごみのルールを守らないとか、あるいは、自転車の運転マナーが悪いとか、そういった声が地域から上がってくるようになってきています。

一方で、外国人市民の方にお話を聞くと、実は言葉の問題や文化、生活習慣の違いにより、ルールがよく分からないとか、ルールを守ろうとしているけれども、うまくいかないという声も聞いているところです。そのため、コミュニケーションの円滑化とか、地域での顔が見える関係づくり、そういうことが本当に必要だと痛切に感じているところです。

ですので、今後の取組として、特に、生活者としての外国人市民の方への

日本語学習支援が重要だと考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

(愛知県)

ありがとうございました。次に、愛知県市長会様お願ひいたします。

(愛知県市長会)

本日は初回ということで、事務局で出席をしていますが、2回目以降、WGも含めまして、どこかの、実務に取り組んでいる市の担当部局に出席をしてもらおうかと思っているところでございます。

その上で、現在、すでに各市にもたくさんの外国人の方が居住をし、生活をしてみえますけれども、その中でも、やっぱり一番関心が高い、一生懸命取り組んでいるのは、やっぱり学校教育、それから保育の問題であります。

すでに、ある市の学校では、生徒の7割が外国人で、12か国。新入生は49人中41人が外国人というような状況がございます。そうした中で、日本語の指導教員の配置基準の見直しなどにつきまして、国にも毎年のように要望しているところでございます。

今回のこの在留資格の見直しがそういった教育、あるいは保育の人数、需要にどれくらい影響してくるのかというようなところが、まだ見えてこないところがあり、これによって、実際に教育のところ、生徒さんが増えてくるのか増えないのか、この在留資格では、そういった正確な数字がないとこれからの施策が中々考えようがないなというような気持ちを、各市が持っているのではないかと思います。その辺りのところ、制度を作りました国の方で、しっかりと情報提供いただければと思っているところであります。

もう1点は、社会保険の話が先ほどありました。継続雇用、雇用を継続されている間は、健康保険にしっかり加入されていると思えますけれども、解雇をされた場合、その方たちはそのまま在留をされるのか、あるいは、もう資格がなくなってすぐに帰られるのかということになります。在留をされるとなると、それは国保に入るのかという話になってくると、それは誰が責任を持って、その人たちを国民健康保険に入れるのかという、そういった問題も、非常に関心、懸念を持っているようなところであります。

まだまだ私どもも制度を十分に理解していないところもありますので、その辺の本当の制度の内容とそれに対する対応を、これから一緒になって、WG等で検討していければ良いのかなと思います。

もう1点だけ、各市も、非常に関心が高いので、本メンバーとしてはどこかの市を代表として出ささせていただきたいと思えますが、オブザーバー又は

傍聴として、希望のある市の参加を認めていただけるような運営をお願いしたいと思います。

(愛知県)

ありがとうございました。続いて、愛知県町村会様お願いいたします。

(愛知県町村会)

愛知県内には 16 の町村がございます。山間部から海の知多半島の先、あるいはゼロメートル地帯、後は名古屋市近郊ということで、住民数も 1 千人余り、職員数も 60 数人というところから、5 万人を超える住民、職員も 440 人余りいるという、それぞれ様々な行政主体となっています。

その中で、平均的な外国人の方がいるところに聞きましたが、やはり 1 番困っていることは言葉の壁だそうです。そちらで、やはり多言語で色んな資料を出したり表示したり、あるいは、生活相談員の方を国際交流協会とか、NPOの方々の協力を得ながら、派遣等々していますが、やはりマンパワー不足ということで、通訳者が足りないということが 1 番聞こえてきています。

個人的にもちょっと気になったのが、先日、新聞報道で名古屋市の港区役所さんで AI を活用した通訳機というのがありましたので、その費用とか実際の効果とかそういうものが分かりましたら、また、WGの中で色々と伝えていただきたいなと思います。いずれにいたしましても、生活面で一番最前線で接しています町村、こちらの実態をしっかり聞いていただいて、一緒になって今後に向けて進めていきたいと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

(愛知県)

ありがとうございました。続きまして、公益財団法人愛知県国際交流協会様お願いいたします。

(公益財団法人愛知県国際交流協会)

私ども、愛知県国際交流協会は、昭和 59 年に設立され、色々、国際理解、国際交流、国際協力などを行っています。特に今回の外国人の受入れ、共生に関する大きな事業としましては、「外国人の相談の事業」と「日本語教育の関係の事業」を行っています。様々な事業をさせていただいていますが、簡単に私どもの今しています事業について、お話させていただきたいと思っています。

まず、外国人の相談事業ですが、そもそもは、平成 3 年度に、そのころ急

増していました南米の日系人に対応するために、ポルトガル語とスペイン語による相談を始めました。それ以来、20年以上行っていて、順次、言葉の数も増え、現在は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語にも対応しています。来年度以降、さらに充実をさせていきたいと考えています。

また、単なる相談以外に、無料での弁護士法律相談がございます。これは、通訳を付けての弁護士相談です。

このほか、日本での滞在が長期化するということで、相談内容も非常に複雑化しているということがございまして、私どもは、社会福祉士の資格のある者も雇いまして、ソーシャルワーカー業務も含めて、相談業務を充実させてきたということでございます。その他にも、市町村などの相談担当者のために、参考になるように、「子どもの教育」、「社会福祉」といったテーマごとに、冊子も作っています。

また、多くの国の外国人の方が増えまして、対応すべき言語が非常に増えてきたということがございます。多言語での対応というのも1つの方針ではございますけれども、やはり、日本に住んでいただくということでは、日本語を覚えていただくことが非常に重要なこととございます。そこで最近では、日本語教育にも力を入れています。日本語教育の中でも、大人向けのもの、子ども・児童生徒向けということもありますので、2つに分けて実施しています。それぞれ、日本語を教えるボランティアの人たちの養成講座とか、すでにボランティアを始められている人に対するスキルアップ講座とか、新しい先進的な日本語教育として、とりあえず今年は、初期日本語指導ということで本当に日本語を学び始めたばかりの方に対する教育方針、教育方法について、ボランティアの養成コースを始めております。

外国人児童生徒向け、子ども向けの日本語学習ということでは、先ほど知事の挨拶にもございましたけれども、愛知県では、企業の皆様や県民の皆様からご寄付いただき、1億5千万円の基金を創りまして、毎年3千万円程度、愛知県各地の日本語教室に支援をしてくれています。

また、子ども向けということになりますと、主に市町村の小学校、中学校で勉強されている児童生徒さんに対する日本語教育というようなアプローチが必要になってきますので、市町村と協働して事業を進めております。場合によっては、これも知事の挨拶にもございましたけれども、多くの外国人の子どもさんたちが進学していくということで、国によって教育制度が全然違いますので、高校をどういうふうに通うのかなどの疑問に答えるため、進路指導、進路相談会も、市町村と協働して行っています。

今回新しい政策が国から発表されてございまして、特に法務省さんからは、

ワンストップサービスということで、私どもが持っています多文化共生センターを、法務省さんのご支援をいただきながら、対応言語、あるいは、スペースの拡充などをしながら、これから一層、充実をさせていきたいと考えています。皆様方のご協力もどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(愛知県)

ありがとうございます。最後になります、東海日本語ネットワーク様お願ひいたします。

(東海日本語ネットワーク)

東海日本語ネットワークとはどういう団体だと思ひていらっしゃる方が多いかと思ひますが、リーフレットに沿って説明させていただきます。1994年、愛知県にたくさんの日系労働者がやってきて、地域の日本語教室が次々と立ち上がるという時に、東海日本語ネットワークは発足いたしました。日本語教室と呼ばれるボランティア主体の日本語支援団体、そして個人の支援者のネットワークによって、それぞれの活動を支援する中間支援団体です。

「研修会の開催」というのが、開いていただいた中ほどの2つ目にありますけれども、資料7-2にチラシをお付けしましたが、3月の研修会で、技能実習生を一昨年度調査されて、昨年度その報告書を自費出版された方をお呼びして研修会を開きます。そして、裏面の方を見ていただくと、これは4月の研修会ですけれども、この中に、講師からのメッセージの2行目に「12月に公表された政府の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」という文言があります。それから、その下のその段落の最終行のところに「日本語教育推進基本法」という文言もあります。研修は、日本語の教え方というのをやっているだけではなくて、こういった時代の流れをちゃんと汲み取って、自分達の役割を考えていくということをやっています。

それから、真ん中の下のところに、「調査・分析」がありますけれども、実は来年度、日本語教室にやって来ないで、日本語ができないまま暮らしている外国人住民を対象にした調査、それから、そういう人たちを受け入れている地域や就業現場の日本人を対象にした調査をやろうと、今、準備を進めているところです。皆さんのところにご協力をお願ひに行くかもしれませんので、ぜひ、よろしくお願ひします。

また、右下の「これからも」というところに、私たち日本語教室をやっている人たちのネットワークなので、教室現場は色々な声が聞こえてくることであること、そして、日本語教室のネットワークだけではなくて、もっと

他分野、色んな機関との連携が必要だということも、ここに明記しています。

今日の冒頭で、入管局長の挨拶にもあったように、「ネットワークは鍵となる」というお話でしたけれども、今日お話を伺っていて、ここに集まっているそれぞれの機関が現場のネットワークだということがよく分かりました。こういうところで、ネットワーク同士が繋がっていければ、私たちも何かお役に立てるのではないかと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

(愛知県)

皆さんありがとうございました。

それぞれのお立場からご説明、ご意見などを頂戴したところであります。特に、国の関係機関の皆様方にはすでに説明会など開催をさせていただいていまして、今後も、説明会を続けていかれるようです。中部経済産業局さんからもお話がございましたけれども、そういった説明会の席上で配付できるような資料などございましたら、またご提供していただければと思います。また、民間の皆さんからは情報というキーワードが出てまいりました。情報がまだ少ないんだという制度面での情報、また、現場がどうなっているかということも含めた正確な情報というようなことも求められているのではないかと解したところでございます。そういったそれぞれの情報についても、私たち、この協議会のキーワードになっています、労働環境、それから生活環境、日本語学習、この3つをキーワードの中でそれぞれ不足している部分ではないかということを感じた次第であります。今後のWGを通じまして、もう少しこういった点も深めていけたらと思っているところでございます。

続きまして、議事の(5)「その他」でございしますが、事務局で何か準備しているものはございますでしょうか。

(事務局〔愛知県〕)

ありません。

(愛知県)

ありがとうございました。

それでは皆様から頂戴いたしましたご意見、情報提供につきまして、改めて御礼を申し上げたいと存じます。

今後は、ただいま申し上げましたように3月の下旬に各WGの方を開催いたしまして、外国人の適正受入れ、多文化共生社会づくりについて、検討

を深めてまいりたいと存じますので、今日お集りの皆様方、ぜひご協力をよろしくお願いしたいと存じます。

円滑な議事運営にご協力いただきまして、感謝申し上げます。

それでは、これを持ちまして、本日の協議会の方、終了させていただきたいと存じます。皆様どうもありがとうございました。